

お客さまへ

株式会社 山陰合同銀行

## 振込依頼人名を変更した暗号資産交換業者宛てお振込の制限について

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

現在、ATMやインターネットバンキングによる不正送金事犯や特殊詐欺事案において、暗号資産交換業者の金融機関口座に送金させる被害が多発しております。

このような状況を踏まえ、2024年10月7日より、振込依頼人名を変更した暗号資産交換業者宛てのお振込を制限させていただく場合がございます。

不正送金防止対策およびお客さま保護のため、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

## 1. 実施日

2024年10月7日（月）

## 2. 実施内容

## (1) 制限対象のお取引

ご利用方法	制限対象のお取引
ATM（当行、コンビニ）	振込依頼人名を変更した暗号資産交換業者宛てのお振込
ごうぎんアプリ	
ごうぎんインターネットバンキング	

※口座名義の前後に英数字等を付される場合は制限の対象にはなりません。

## (2) 振込依頼人名による取扱可否の具体例

口座名義	振込依頼人名	取扱可否
サンイン タロウ	サンイン タロウ	お取扱いただけます
	AB12345 サンイン タロウ	お取扱いただけます
	サンイン タロウ 12345AB	お取扱いただけます
	サンイン	お取扱できません
	サンイン ハナコ	お取扱できません
	AB12345 サンイン ハナコ	お取扱できません

## 3. ご参考

金融庁ホームページ：<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>警察庁ホームページ：<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

以上